

大阪薬科大学育友会学費融資規程細則

(融資限度額)

第 1 条 学資金の融資額は、規程第 6 条の定めによる。また、同一学年において融資を受けることができる学資金の額は、1 年分の学費を限度とする。

(申請時期と審査)

第 2 条 学資金の融資を希望する学生は、毎年、前期及び後期の学費納付期限から 2 カ月以内に、規程第 7 条の各号で定める書類を学生課窓口へ提出するものとする。

2 申請受付に当たり、学生課は当該学生に家計状況等の説明を求めることができる。また学生部と学生課は、必要に応じて、改めて事情を聴取することができる。

(提出書類)

第 3 条 規程第 7 条第 3 項のその他必要と認めたものとは、家族及び家計の状況を証明又は説明するものをいう。

(審査結果)

第 4 条 学資金融資の可否についての審査結果は、前期は 8 月 1 0 日までに、後期は 2 月 1 0 日までに、学生本人に通知する。

(借用証書)

第 5 条 学資金融資を受けることが決定した者は、個別に指定する期日までに、規程第 9 条の借用証書を提出しなければならない。

2 借用証書には、連帯保証人及び保証人の印鑑証明を添付しなければならない。

(連帯保証人、保証人)

第 6 条 連帯保証人及び保証人は、返済できる能力を有している者でなければならない。

2 連帯保証人は、原則として父母とし、父母がいない場合は兄弟とする。適格者がいない場合は、おじ・おば、祖父母の順により選定する。

3 やむを得ない理由から親族以外の者を保証人とする場合は、返還を保証できる収入、預貯金又は不動産等を有する者を当てなければならない。また、その者の収入及び資産を証明する書類を学生課に提出し、認定を受けなければならない。

(異動届)

第 7 条 融資生又は借受人は、本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、連絡先をはじめとする身上に変更が生じた場合には、速やかに学生課に届け出なければならない。

(返 還)

第 8 条 返還は年賦とし、毎年 1 2 月 2 5 日までに指定した口座に振り込むものとする。1 2 月 2 5 日が休業日の場合は、次の営業日までとする。なお、振り込みに要する諸費用は、借受人の負担とする。

(返還猶予)

第 9 条 大阪薬科大学に正規生として学籍を置く間は返還を猶予する。なお、学部時に学資金融資を受けた者については、大学院に在籍していても、返還を猶予しない。

2 規程第 1 4 条により返還猶予を希望する場合は、返還猶予願にその理由を証明又は説明する

ものを添付し、返還期日までに学生課に願い出るものとする。また、返還猶予の可否と期間は、学生部と学生課が審査し、その結果を育友会長に報告し承認を受けるものとする。

(返還免除)

第10条 規程第15条により返還免除を希望する場合は、本人又は相続人と連帯保証人が奨学金返還免除願に連署の上、死亡の場合は戸籍抄本、著しい心身障害の場合はその事情及び程度を証明する医師の診断書等を添付し、学生課に願い出るものとする。なお、免除に関わる事由が発生したときまでに返還を延滞した額は、原則としてこれを免除しない。

2 返還を免除する額は、学生部と学生課が日本学生支援機構の奨学金返還免除規程を参考にし、その意見に基づいて育友会役員会が決定する。

(延滞金の計算)

第11条 延滞金は延滞している返還すべき年額に対し返還期日の翌日から返還した日までの日数に年(365日当たり)5%の割合を乗じて計算した額とする。

附 則

この規程細則は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この規程細則は、平成19年4月4日から施行する。